

嘉麻市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育制度の充実に  
関する規則の一部を改正する規則

嘉麻市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育制度の充実に関する規則  
(平成 21 年嘉麻市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「1 学級の学級編成を 30 人とみなした場合における教  
職員数を配置することにより実施するものとする」を「次の各号に掲げるい  
ずれかの指導形態によることができる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 1 学級の学級編成を 30 人とみなした場合における必要な教職員数を  
配置すること。
- (2) 1 学級の学級編成を 30 人とみなした場合と同等の教育上の効果があ  
ると教育委員会が認める学習指導上の措置を講じること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。